

2-2 運動施設の利用について(中央エリア)

運動施設の利用にあたっては、「利用調整会議」で定められた大会等(計画書に記載の予定表参照)を優先し、下記のように利用してください。

(1) 「計画書」の利用予定表に記載された大会等について

① 事前打合せについて

- ア 利用にあたって主催者は、大会等の15日前までに大会要項、組合せ表及びその他必要な書類を持参し、中央エリア管理事務所にて打合せを行ってください。
- イ 施設の利用時間は、8時30分から18時まで(10月から2月までは17時まで)、大会前に準備が必要な場合は、時間外での利用ができます。ただし、競技開始は8時30分からとします。
- ウ 大会等の開催にあたり、運動施設において「制限している行為」(P3参照)が含まれている場合は、別途申請書を提出し承認を得てください。
- エ 大会等の主催者が打合せを行わなかった場合は、当該大会等は取り消されたものとします。
- オ 打合せの日時については、必ず中央エリア管理事務所にご連絡をお願いします。

② 内容の取消・変更について

- ア 大会等の取消・内容変更は、当該利用日の15日前までに、それぞれの申請書を中央エリア管理事務所まで提出してください。
- イ 取消について(予備日含む)
取消された日については、野球場(本球場)〈一般利用日を除く〉、サッカー場、ラグビー場を除き予約をすることができます。
- ウ 内容変更について
 - ・各利用区分における利用面数や利用時間等の変更については、下記の時刻までに申請してください。
午前：当該利用日前日の16時まで
午後：当該利用日の9時まで
 - ・上記の時刻以降の変更はできません。ただし、荒天等で利用者がその責任を負えない理由で変更をせざるを得なくなった場合は、変更することができます。
 - ・当該利用日に、大会等の日程が時間内に終了しない場合は、速やかに中央エリア管理事務所窓口にご連絡してください。

③ 利用前の手続きについて

- ア 主催者は、利用前に中央エリア管理事務所窓口へ有料公園施設利用許可申請書を提出し、使用料を支払ってください。また、利用許可証と施設利用プレート(カード)を受け取り、必要な物品を借用してください。
- イ 申請書の提出及び使用料の支払いは、利用当日の利用前に行ってください。

④ 利用後の点検・報告について

- ア 主催者は大会等終了後、施設の整備、消灯及び施錠の点検等を行い、速やかに施設利用プレート、帯出物品を管理事務所へ返却し、点検票に点検結果を記入してください。
- イ 運動施設及び物品等が破損・紛失等した場合は、速やかに中央エリア管理事務所窓口へ報告

してください。報告を受けた職員が、主催者と現場確認を行います。

⑤ 予備日の取扱いについて

- ア 予備日を設定している主催者は、大会等最終日の16時までに予備日の取扱いについて中央エリア管理事務所まで報告してください。
- イ 予備日の取消申請が提出された場合は、申請があった日の17時から17時30分までは電話で、翌日以降は、8時15分から17時30分まで中央エリア管理事務所窓口または電話で一般利用の予約をすることができます。

⑥ 主催者の留意事項

- ア 主催者は、常に中央エリア管理事務所からの連絡に対応できるようにしてください。
- イ 救急医薬品持参の他、必要に応じて医師、看護師等を配置してください。救急車の要請は主催者の判断で行い、要請した場合は中央エリア管理事務所にも連絡してください。
- ウ 利用を許可された施設以外（園路、駐車場及び中央広場等）での練習やウォーミングアップは禁止とします。
- エ サッカー場・ラグビー場はドクターヘリの指定着陸場所となっているため、着陸要請があった場合は即時利用を中断してください。

(2) 「計画書」の利用予定表に記載された大会等以外の手続きについて

① 第2陸上競技場

- ア 予約の手続き
 - ・「利用調整会議」にて定められた、大会等以外の専用利用については、原則利用日の2ヶ月前までに申請すれば利用可能です。
 - ・普通利用の予約は不要です。
- イ 利用の手続き
 - ・普通利用の場合は、利用当日の利用前に中央エリア管理事務所窓口で使用料を支払ってください。

② 野球場(本球場)

- ア 予約の手続き
 - ・「利用調整会議」にて定められた以外の大会等の予約はできません。ただし、「一般利用日」は除きます。
 - ・「一般利用日」における予約は、利用日の前々月の第1日曜日13時から、中央エリア管理事務所玄関ロビーにて実施する抽選会に参加してください。当選後、内容の審査により承認された場合は、予約完了となります。
 - ・抽選会への参加は、1団体（1行事）につき1名です。
 - ・抽選会終了後、予約が入らなかった場合は、「一般利用日」の15日前を期限とし、抽選会開催日は14時から17時30分まで、翌日以降は、8時15分から17時30分まで中央エリア管理事務所窓口または電話で予約をすることができます。
 - ・「一般利用日」の予約が取消された場合は、その日の17時から電話で、翌日以降は「一般利用日」の15日前を期限とし、8時15分から17時30分まで中央エリア管理事務所窓口または電話で予約をすることができます。なお、利用時間の変更があった場合に、不利用となる利用

区分についての新規予約はできません。

- ・取消や利用時間の変更の手続き等については、大会等と同様に申請してください。

イ 予約の制限

「一般利用日」において、1団体（1行事）が予約できる利用区分は1日です。

ウ 利用の手続き

大会等と同様に申請書を提出し、事前打合せを行ってください。

エ 照明の使用

- ・原則としてデーゲーム時の補助照明、もしくはサスペンデッド試合を防止するための照明として使用します。
- ・使用にあたっては、利用日当日の16時まで(10月～2月は15時まで)に、中央エリア管理事務所へ申請し許可を得てください。
- ・使用は1時間単位とし、最長21時まで使用できます。

オ 留意事項

- ・利用については、大会または練習試合に限ります。終了後、練習等を行うことはできません。
- ・1日に利用できる団体は、1団体（1行事）です。

③ 野球場A・B・C

ア 予約の手続き

- ・予約は利用日前月の第1日曜日10時から、合宿所玄関ロビーにて実施する抽選会に参加してください。当選後内容の審査により承認された場合は、予約完了となります。
- ・抽選会への参加は、1団体につき1名です。
- ・抽選会終了後、予約が入らなかった場合は、抽選会開催日は13時から17時30分まで、翌日以降は8時15分から17時30分まで、中央エリア管理事務所窓口または電話で予約することができます。
- ・大会等の取消申請や内容変更申請がされた場合は、その日の17時から17時30分まで電話で、翌日以降は8時15分から17時30分まで、中央エリア管理事務所窓口または電話で予約することができます。
- ・抽選会以降に予約の取消申請を行う場合は、予約日前日の午前中までに手続きを行ってください。

イ 予約の制限

上記アにおいて、1団体が予約できる日数は2日間までとし、1日あたりに予約できる球場は1球場までです。

ウ 利用の手続き

利用当日の利用前に中央エリア管理事務所窓口へ申請書を提出し、使用料を支払ってください。

④ ウォームアップ場

ア 予約の手続き

- ・野球場(本球場・A・B・C)の予約時に、付帯施設として併せて予約することができます。
- ・野球場(本球場・A・B・C)の付帯施設としてではなく、単独で利用したい場合はご相談ください。

イ 利用の手続き

利用当日の利用前に野球場（本球場・A・B・C）の使用料と併せて支払ってください。

⑤ テニスコート

ア 予約の手続き

- ・「利用調整会議」にて定められた以外の大会等の予約はできません。
- ・予約は利用希望日の前月の第1日曜日9時から17時30分まで、電話で予約することができます。
- ・毎月第1日曜日の翌日以降については、8時15分から17時30分まで中央エリア管理事務所窓口または電話で予約することができます。
- ・大会等の取消申請や内容変更申請がされた場合は、その日の17時から17時30分までは電話で、翌日以降は8時15分から17時30分まで中央エリア管理事務所窓口または電話で予約することができます。

イ 予約の制限

予約日	利用日区分	予約可能日数・時間	予約可能面数	備考
月の第1日曜日 (予約受付開始日)	一般利用優先日以外	4日間	1日当たり2面まで	電話受付のみ
	一般利用優先日	連続4時間まで	1日当たり1面のみ	
上記以外	一般利用優先日以外	制限なし	1日当たり2面まで	
	一般利用優先日	連続4時間まで	1日当たり1面のみ	

ウ 利用の手続き

利用当日の利用前に中央エリア管理事務所窓口へ申請書を提出し、使用料を支払ってください。

⑥ サッカー場・ラグビー場

ア 予約の手続き

「利用調整会議」にて定められた以外の大会等の予約はできません。

イ 芝生利用の制限

	制限内容	備考
年間利用日数	35日以内	1面あたり
1日の試合数	2試合まで 180分以内（延長除く）	1面あたり

ウ 留意事項

兼用Aにおいてはサッカーとラグビーの連続・連日利用はできません。
(大会等の予定は前後1週間以上空けるものとする。)

⑦ 相撲場

ア 予約の手続き

- ・普通利用の予約は不要です。
- ・大会等の予約は利用日前月の8時15分から17時30分まで、中央エリア管理事務所窓口と電話で予約することができます。内容の審査により承認された場合は、予約完了となります。
- ・大会等の取消申請や内容変更申請がされた場合は、その日の17時から17時30分まで電話で、翌日以降は8時15分から17時30分まで、中央エリア管理事務所窓口または電話で予約することができます。

イ 利用の手続き

普通利用の場合は、利用当日の利用前に中央エリア管理事務所窓口で使用料を支払ってください。

ウ 留意事項

普通利用の場合は、リフレッシュハウスの利用はできません。

(3) 使用料の支払いについて

使用料については、「料金表」のとおりとし、詳細については次のように支払ってください。

- ① 大会等の準備のために利用する場合は、使用料を支払ってください。高校生等以下を対象とする大会等またはその準備のために利用する場合は、高校生等以下の使用料を支払ってください。ただし、高校生等以下の大会等に向けた会議については、一般使用料となります。
- ② 大人（指導者を除く）と高校生等以下が共同して利用する場合は、一般使用料を支払ってください。
- ③ 荒天等、利用者がその責任を負えない理由で利用不可となり、申し出によりその理由が認められた場合は、利用していない利用区分についての使用料は返金されます。原則10時までに中央エリア管理事務所にご報告ください。
- ④ 内容変更が、定められた時刻までに申請できなかった場合、利用者は当初の予定に基づき使用料を支払ってください。

(4) その他の留意事項

- ① 高校生等とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいいます。
- ② 18時以降、中学生以下の利用は部活動顧問、責任教師、または保護者等の付き添いが必要です。
- ③ 天候や施設の点検、芝生の養生のため、中央エリア管理事務所は施設の利用を制限する場合があります。
- ④ テントの利用については施設管理面の理由から、利用時に天幕を張り利用後は天幕を外して所定の場所に戻してください。
- ⑤ 運動施設内で喫煙はできません。公園内の定められた喫煙所で喫煙してください。